

福岡県 MaaS 実証実験に係る広告宣伝等広報業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

福岡県 MaaS 実証実験に係る広告宣伝等広報業務委託

2 業務の目的

令和5年度は、県内3エリア（日田彦山線 BRT 沿線、久留米、有明）において、MaaS アプリを活用した MaaS 実証実験を実施。令和6年度は、さらに実証エリアを拡大（筑紫圏域、糸島、宗像～新宮国道3号沿線）し、引き続き官民連携により MaaS を推進していく。

そこで、県民・観光客に対し、MaaS 実証実験エリアのデジタル乗車券を買って、訪れたいくなるような広告制作・配信や、広報媒体の作成・掲示等を実施することにより、地域公共交通の利用促進、地域振興を図るもの。

ただし、本広報業務では、以下（1）（3）は MaaS 実証実験エリアのうち5エリア（日田彦山線 BRT 沿線、久留米、有明、筑紫圏域、糸島）、（2）は6エリア全て（日田彦山線 BRT 沿線、久留米、有明、筑紫圏域、糸島、宗像～新宮国道3号沿線）を対象とする。

3 業務の内容

（1）SNS 広告の配信

以下の事項に留意した上で、SNS 広告の配信を行うこと。

- （ア） バナー広告等の SNS 広告を行うこと。具体的な掲載開始時期は、県と協議の上、効果的な掲載時期を設定すること。
- （イ） 活用する SNS の種類は、Yahoo! JAPAN や Instagram、Facebook 等のバナー広告を基本とするが、高い訴求効果と費用対効果が見込めるのであれば、幅広い世代にリーチさせるための各種媒体を活用したその他 SNS 広告手法（動画広告やインフルエンサーの活用等）を提案すること。また、活用する SNS に応じて、出稿量等を示すこと。（例：〇〇広告△△万回等）
- （ウ） バナー広告は、実証エリアごとに広告画像を作成すること（5 エリア分（※）×最低2種類）。インターネット利用者に、印象に残りやすく目に留まるような広告画像のデザインにすること。
※SNS 広告を実施する実証エリア：日田彦山線 BRT 沿線、久留米、有明、筑紫圏域、糸島
- （エ） ターゲットは、若者を中心とした幅広い層で、福岡県に在住の方及び福岡県に観光等で来訪する方とし、拡散されるような仕掛けを工夫すること。
- （オ） 表示回数や広告掲載期間については、予算の範囲内で最大限の費用対効果を発揮できるよう提案すること。
- （カ） パソコン及びスマートフォンやタブレット等の一般端末で表示可能なものとする。
- （キ） 広告終了後、インターネット広告で使用したデザインデータを電子媒体（CD-R 等）で画像ファイルおよび PDF 形式で成果品として提出すること。

（2）福岡県 MaaS ホームページの制作・更新・管理

以下の事項に留意したうえで、（1）の SNS 広告のリンク先となる本事業のホームページの制作・更新・管理を行うこと。

- （ア） 本県の MaaS の取組や MaaS を活用した地域の魅力・楽しみ方を一元的に分かりやすく閲覧でき、地域公共交通の利用促進、地域振興につながるデザイン及び機能を備えたホームページを制作し、民間がサービスを提供するサーバー等を使用して公開すること。
- （イ） ホームページは、基本的に令和5年度に作成した「福岡の移動がにつながる！MaaS でまっすぐ」(<https://fukuoka-maas.jp/index.php>) を引き継ぎ、必要な新たなページの制作及び更新を実施することを想定しているが、高い訴求効果と費用対効果が見込めるのであれば、その他ホームページに関して幅広く提案すること。
- （ウ） ホームページは、既存のページはそのまま維持しながら、以下の内容をビジュアルで分かりやすく掲載するものであること。その他、本事業の目的に合うより良い掲載内容があれば提案すること。

- ① 「MaaS とは何か」、「MaaS のメリット・効果」の説明
 - ② 県内の MaaS 実証実験の概要（既存3エリア（日田彦山線 BRT 沿線、久留米、有明）のページ更新、新規3エリア（筑紫圏域、糸島、宗像～新宮国道3号線沿線）のページ作成）
 - ③ MaaS アプリの使い方
 - ④ 本事業で作成した動画や広報物の掲載
 - ⑤ その他、県が指定する MaaS に関する取組や記事等のリンクの掲載
 - ⑥ その他本事業の目的達成のために必要であると認める事項
- (エ) 新規のページ・コンテンツの構成や内容、デザイン等については、県と協議の上、決定すること。
- (オ) Google アナリティクスを活用したアクセス解析ができること。
- (カ) パソコン及びタブレット端末、スマートフォン等、各種の端末に対応する構成・デザインであることとし、閲覧環境に応じて最適化されるよう設計すること。
- (キ) 公開時期は（1）の SNS 広告の掲載期間や実証実験期間に合わせて、県と協議の上、決定すること。
- (ク) 本事業終了後、専門的な知識や技術を有しない県職員でも管理者専用画面から、容易にコンテンツの編集・更新・追加・削除等ができる仕組みを構築すること。
- (ケ) 外部からの侵入、コンテンツの改変や改ざん、データの漏洩などが行われることのないよう、セキュリティ対策に万全を期すこと。
- (コ) SSL 通信に対応すること。
- (サ) 機密情報は暗号化してサーバー上に保持すること。

(3) チラシやポスター等の広報媒体の作成、掲示・配架

以下の事項に留意した上で、チラシやポスター等の紙媒体による配布物を作成・配布すること。

- (ア) チラシやポスター等の広報媒体の種類について、県や市町村、交通事業者、飲食店、観光施設等を通じ、県民や観光客に対して、広報・配布できるものとする。
- (イ) 内容は、MaaS 実証実験を行う5エリア（日田彦山線 BRT 沿線、久留米、有明、筑紫圏域、糸島）ごとに、以下の内容を盛り込むこと。
- ① デジタル乗車券の券名
 - ② 開始時期
 - ③ デジタル乗車券の概要
 - ④ アプリの使用方法
 - ⑤ デジタル乗車券利用時のモデルルート
 - ⑥ 特典クーポンの内容
 - ⑦ その他実証実験の内容
- (ウ) チラシ(両面デザイン)は5エリアの実証実験ごとに各1種類ずつ作成し、その内容・デザインを活かして概要ポスターを5エリアの実証実験ごとに各1種類ずつ作成すること。
- (エ) 広報時期について、MaaS 実証実験はエリアごとに開始時期が異なるため、実証実験の開始時期に合わせてそれぞれ作成すること。
- (オ) デザインについては、県民や観光客が MaaS に関心を持ち、理解しやすく、人目を引くようなものにするとともに、高齢者に対して MaaS アプリの使い方が分かりやすく伝わるような工夫を凝らすこと。
- (カ) 校正は2回以上、色校正は1回以上行うこと。
- (キ) 内容は県と協議の上、ビジュアルは受託者で検討すること。
- (ク) 各種紙媒体の規格は以下のとおり。

媒体	内容	規格等	最低発行部数
① チラシ	5 エリアの実証実験の概要 周知 チラシ (両面デザインあり)	A4 コート紙 90 kg・縦・両面 4 色刷り	5,000 枚 (日田彦)
		A4 コート紙 90 kg・縦・両面 4 色刷り	5,000 枚 (久留米)
		A4 コート紙 90 kg・縦・両面 4 色刷り	5,000 枚 (有明)
		A4 コート紙 90 kg・縦・両面 4 色刷り	5,000 枚 (筑紫圏域)
		A4 コート紙 90 kg・縦・両面 4 色刷り	5,000 枚 (糸島)

② ポスター	チラシ内容を 生かした周知 ポスター（片 面横）	B3 コート紙 135 kg・横・片面 4 色刷り	2,000 枚（日田彦）
		B3 コート紙 135 kg・横・片面 4 色刷り	2,000 枚（久留米）
		B3 コート紙 135 kg・横・片面 4 色刷り	2,000 枚（有明）
		B3 コート紙 135 kg・横・片面 4 色刷り	2,000 枚（筑紫圏域）
		B3 コート紙 135 kg・横・片面 4 色刷り	2,000 枚（糸島）

- (ケ) 委託者が提供する送付先リストに基づき、広報物を必要部数ごとに仕分けする。それぞれの送付先ごとに県が用意した送付鑑文を印刷・封入し、広報物と併せて発送する。
- (コ) チラシ・ポスターの配布先は契約決定後に提示する。主な配布先は県内の市町村、交通事業者、公共施設、飲食店、宿泊・観光施設等を想定（5エリア×約50箇所）。
- (サ) (コ)のうち、ポスターについては、効果的な情報発信手法として、JRや西鉄電車・バスなどの中吊り広告を実施することとし、交通事業者との調整は発注者にて行うが、掲出料の支払いや発送は受託者において行うこととする。その他、予算の範囲内で最大限の費用対効果を発揮できるような情報発信手法・掲出箇所があれば幅広く提案すること。
- (シ) 送付鑑文は委託者から受託者に電子データで支給し、必要部数の印刷は受託者において行う。
- (ス) 発送に必要な封筒等は受託者において準備する。
- (セ) (ケ)～(サ)で発送する以外のもの広報物は、県に納品する際100部単位で仕切り紙を入れること。
- (ソ) 広報物の完成データを電子媒体（CD-R等）で画像ファイル及びPDF形式で提出すること。

(4) 広告の効果測定及び分析に関すること

本委託の広報業務について、アクセス解析等により、WEBページの閲覧回数（来訪者数、ページ閲覧数、滞在期間等）、広告の表示回数（インプレッション数やクリック数等）、閲覧者の属性（年齢、時間帯別、地域、特性）等の分析数値及び効果の検証結果を県へ報告すること。

(5) 報告書及び成果品の提出

- (1)～(3)の各成果品及び分析結果に加え、業務完了時に清算書を添付し、業務完了報告書を提出すること。なお、成果品は、画像・映像・音楽等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納品すること。

4 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 業務を遂行する上で必要な事務

- (1) 提案に当たっては、妥当性があり実現可能なものとなるよう、十分精査すること。
- (2) 企画検討、連絡調整のため、県との打ち合わせを必要に応じて行い、事業の進捗状況、計画等について報告を行うこと。打ち合わせ以外にも、県と十分な協議を行うため、随時連絡調整を行うこと。
- (3) 受託者は契約締結後、事業全体の実施計画、報告方法・時期等について県と協議を行い決定すること。また、個別事業の実施に当たっては、県の意向を尊重し、実施期日及び内容について、県と適宜協議を行うこととする。
- (4) 業務の遂行に関し、事業に必要な能力と経験を有する業務責任者を定め、必要な人員を配置すること。
- (5) 受託者は業務実施に当たって、データの漏えい、滅失及び事故等の予防に十分に注意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- (6) 当事業実施にあたって必要な費用は全て受託者が負担すること。
- (7) 当事業実施にあたって関係法令及び福岡県の条例等を遵守すること。

6 経費

- (1) 本業務の実施に必要な経費は、委託料として県において支出する。委託料には、出演者の謝礼・交通費の他、必要とする資材、機材の運搬費、会場使用料等の業務の実施に必要な

すべての経費を含むものとする。

- (2) 本事業の終了後、速やかに経費の精算を行うこととする。なお、支払限度額は、当初契約の委託金額とする。

7 著作権

- (1) 受託者が本業務委託により制作したデータ、動画、写真、イラスト、文章等の成果品（中間成果品を含む）の所有権、著作権（著作権法第27条、28条に規定する権利を含む）、利用権は県に帰属するものとするが、これによりがたい場合は、県と協議の上、取り扱いを決定するものとする。
- (2) 成果品等に、受託者が従前から有していた知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報）が含まれていた場合には、権利は受託者に保留されるが、県は当該権利を無償で使用できることとする。
- (3) 成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して、受託者の負担で必要な手続きを行うこと。
- (4) 他者の著作権侵害など知的財産権等に関わる問題が生じた場合は、受託者が全責任を負うこと。

8 その他

- (1) 業務を一括して第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ県の承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) この仕様書は、業務の実施方法の大要を示すものであるため、業務の性質上当然実施しなければならないもの、または軽微な部分で記載のない事項については、県の指示に従うこと。
- (3) 効果的な業務の実施のため、必要に応じて都度、県と協議を行うこと。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、その都度、県と受注者の双方で別途協議を行うこととする。